

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## △ 謙譲所得ってなあに?

Q: 謙譲所得とはどのような所得をいうのでしょうか。

A: 謙譲所得とは、個人が土地や建物など「資産」を謙譲したことによる所得をいいます。

### 【解説】

所得税法では、個人の所得を10種類に分けて計算します。その中に謙譲所得もあるわけですが、謙譲所得とは、「経済的(財産的)価値のある資産の謙譲による所得」のことといいます。

具体的には、土地、建物などの不動産はもちろんのこと、車両、機械、宝石、有価証券などの謙譲のほか、借地権やゴルフ会員権などの権利の謙譲も謙譲所得として所得税が課税されます。

ただし、家具や衣服など生活に通常必要な動産の謙譲は非課税とされています。しかし、生活に必要な動産であっても、貴金属や書画、骨董などで、1個又は1組の価額が30万円を超えるものの謙譲による所得は課税されます。

この他に謙譲しても非課税とされるものには次のようなものがあります。

- ・強制換価手続により資産を競売などされたこと、又はこれに類する謙譲による所得
- ・国や地方公共団体に対して財産を贈与又は遺贈した場合
- ・重要文化財を国や地方公共団体に謙譲した場合など

